

都市計画の提案で住みよいまちづくりを ～ 都市計画提案制度のご案内 ～

平成14年の都市計画法の改正により、住民やNPO法人等がより主体的にかつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするための制度として『都市計画提案制度』が創設されました。

この提案制度は、地域のまちづくりを進めるために、土地所有者等やNPO法人等が一定の条件を満たした上で、朝霞市に都市計画の決定または変更をすることについて提案ができる制度です。

誰が提案できるの？

⇒次のいずれかに該当する方です。

- ①土地の所有者又は借地権者
- ②まちづくりNPO法人
- ③営利を目的としない公益法人（社団又は財団）
- ④独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社
- ⑤まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして都市計画法施行規則で定める団体（開発行為の実績がある団体）

どんな都市計画が提案できるの？

⇒提案することができる都市計画は、朝霞市が決定または変更する権限を有する都市計画のすべてです。なお、区域区分（線引き）などは埼玉県が権限を有する都市計画なので、県に提案することになります。（裏面参照）

提案をするときの条件は？

⇒次の条件を満たしていることが必要です。

- ①提案する区域が0.5ヘクタール以上のまとまった土地であること
- ②土地の所有者および借地権者の総人数の3分の2以上の同意が得られていること
- ③提案する区域の土地面積の3分の2以上の同意が得られていること
- ④提案の内容が都市計画に関する法令の基準等に適合していること

どこに提案するの？

⇒提案の内容により、提出先が異なりますので、あらかじめ相談窓口までお問い合わせください。

提案に必要な書類は？

⇒次の書類が必要となります。

- ①提案者の住所、氏名などを記載した都市計画提案書
- ②都市計画の素案（提案内容がわかる説明書と計画図）
- ③提案資格を有することを証明する書類（法人等の場合に限る）
- ④土地の所有者及び借地権者の同意書や登記簿謄本など
- ⑤周辺住民等への説明に関する資料
- ⑥周辺環境等への影響の検討に関する資料
- ⑦その他提案内容の説明のために必要な資料

都市計画提案制度の流れ

事前相談（任意）

→提案制度の説明にあわせて、提案内容について、ご相談をお受けします。

都市計画の提案

→提案に必要な書類を朝霞市に提出していただきます。
→市は、提案に必要な条件を満たしているかなどを確認いたします。

提案に対しての朝霞市の判断

→市は、提案された内容に基づく都市計画の決定または変更する必要があるかどうか、朝霞市におけるまちづくりの方向性などを考慮して判断いたします。

決定（又は変更）が
必要と判断
【提案の採用】

→市が、提案内容を踏まえて都市計画の案を作成し、朝霞市都市計画審議会の議を経るなどした上で、都市計画の決定または変更をします。

決定（又は変更）が
必要ないと判断
【提案の不採用】

→市が、提案内容について朝霞市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定しない旨とその理由を提案者に通知します。

≪お問い合わせ及び相談窓口≫

朝霞市役所 都市建設部 まちづくり推進課（市役所5階）



〒351-8501 朝霞市本町一丁目1番1号
TEL 048-463-2518 (直通)
URL <http://www.city.asaka.lg.jp>

都市計画の種類および都市計画の決定権者の一覧

※●：朝霞市内で定められている都市計画です（平成24年4月現在）

都市計画の種類	都市計画を定める者		備考
	朝霞市決定	埼玉県決定	
整備、開発及び保全の方針	●		提案制度の対象ではありません
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	●		
都市再開発方針等	都市再開発の方針	○	提案制度の対象ではありません
住宅市街地の開発整備の方針	○		
拠点業務市街地の開発整備の方針	○		
防災街区整備方針	○		
用途地域	●		
特別用途地区	○		
特定用途制限地域	○		
高層住居誘導地区		○	
高度地区	○		
高度利用地区	○		
特定街区	○		
都市再生特別地区		○	
防火地域・準防火地域	●		
特定防災街区整備地区	○		
景観地区	○		
風致地区	○		10ha以上は埼玉県決定
駐車場整備地区	○		
緑地保全地域		○	
特別緑地保全地区	●		10ha以上は埼玉県決定
緑化地域	○		
流通業務地区	○		
生産緑地地区	●		
伝統的建造物群保存地区	○		
促進区域	市街地再開発促進区域	○	
住宅街区整備促進区域	○		
土地区画整理促進区域	○		
拠点業務市街地整備土地区域	○		
整理促進区域			
遊休土地転換利用促進地区	○		
被災市街地復興推進地域	○		
市街地開発事業	土地区画整理事業	●	50ha以上は埼玉県決定
新住宅市街地開発事業		○	
工業団地造成事業		○	
市街地再開発事業	○		3ha以上は埼玉県決定
新都市基盤整備事業		○	
住宅街区整備事業	○		20ha以上は埼玉県決定
防災街区整備事業	○		3ha以上は埼玉県決定
市街地開発事業等予定区域（6区域）		○	
地区計画	地区計画	●	
防災街区整備地区計画	○		
沿道地区計画	○		
集落地区計画	○		

都市計画の種類	都市計画を定める者		備考
	朝霞市決定	埼玉県決定	
自動車専用道路		○	
一般国道		●	
都道府県道		●	
市町村道	4車線以上	○	
	4車線未満	●	
都市高速鉄道		○	
駐車場	●		
自動車ターミナル (バス・トラックターミナル)	一般	○	
	専用	○	
公園・緑地	面積10ha以上	○	
	その他	●	
広場・墓園	面積10ha以上	○	
	その他	○	
その他の公共空地		○	
水道	水道用水供給事業	○	
	その他	○	
電気供給施設・ガス供給施設		○	
下水道	流域下水道	●	
	公共下水道	●	排水区域が2以上の市町村の場合埼玉県決定
	その他	○	
汚物処理場	●		
ごみ焼却場・その他処理施設	●		
河川	一級河川・二級河川	○	
	準用河川	○	
運河・その他水路		○	
学校	大学・高等専門学校	○	
	その他	○	
図書館・研究施設・その他教育文化施設		○	
病院・その他医療施設又は社会福祉施設		○	
保育所	●		
市場・と畜場・火葬場		○	
一団地の住宅施設		○	2,000戸以上埼玉県決定
一団地の官公庁施設		○	
流通業務団地		○	
電気通信事業の用に供する施設		○	
防風・防火・防水・防雪・防砂施設		○	